

工事等に係る入札及び契約の状況等に関する事項の公表について

平成13年3月29日建情第2328号

各部長、各種委員会事務局長、議会事務局長、各部局長、各地方部局長あて農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、さらに、道民への説明責任（アカウンタビリティ）の推進を図るため、工事等に係る入札及び契約の状況等に関する事項について、次のとおり公表することとしたので、事務処理を適切に行ってください。

なお、平成10年9月24日付け建情第747号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達「工事及び委託業務に係る入札結果等の公表の取扱いについて」は廃止します。

おって、平成13年3月31日以前に入札又は随意契約の手續に着手した工事等にあっては、なお従前の例により公表するものとします。

記

1 公表対象工事等

次に掲げるものとする（公共の安全と秩序の維持に密接に関連するものであって、道の行為を秘密にする必要があるものを除く。）。

- (1) 法第2条第2項に規定する公共工事（以下「工事」という。）で、その予定価格が250万円を超えるもの
- (2) 設計、測量、地質調査その他の工事に係る委託業務（以下「委託業務」という。）で、その予定価格が100万円を超えるもの

2 公表事項及び時期

(1) 競争入札参加資格等関係

平成13年4月1日以後、遅滞なく次に掲げる事項を公表するものとし、その

内容等に変更があったときは、その都度遅滞なく変更後の当該事項を公表するものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格及び政令第167条の11第2項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格

イ アの資格を有する者の名簿

ウ 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準

（2）入札及び契約の状況関係

平成13年4月1日以後に入札又は随意契約の手續に着手する工事及び委託業務（以下「工事等」という。）については、次により公表するものとする。

ア 一般競争入札の場合

（ア）入札公告後、速やかに公表する事項

a 工事等の名称、場所及び種別

b 入札公告日及び入札執行日時

c 政令第167条の5の2の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた場合における当該資格

d 政令第167条の10の2第1項若しくは第2項の規定により落札者を決定する入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行う場合におけるその理由

e 総合評価一般競争入札を行う場合における落札者決定基準

（イ）入札終了後、速やかに公表する事項

a 入札参加資格者の商号又は名称

b 入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由

c 入札者の各回の入札金額

（ウ）落札者の決定後、速やかに公表する事項

a 落札金額

b 政令第167条の10第1項の規定により落札者を決定した場合におけるその者を落札者とした理由

c 政令第167条の10第2項の規定により落札者を決定した場合における最低制限価格未満の価格をもって入札した者の商号又は名称

d 総合評価一般競争入札により落札者を決定した場合におけるその者を落

札者とした理由

(エ) 契約締結後(政令第167条の2第1項第6号の規定により随意契約を行った場合を含む。)、速やかに公表する事項

- a 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- b 工事等の着手の時期及び完成(完了)の時期
- c 工事等の概要
- d 契約金額
- e 予定価格、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格、入札書比較価格及び落札率
- f 政令第167条の2第1項第6号の規定により随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由
- g 低入札価格調査の結果の概要

イ 指名競争入札の場合

(ア) 指名通知後、速やかに公表する事項

- a 工事等の名称、場所及び種別
- b 指名通知日及び入札執行日時
- c 政令第167条の13において準用する政令第167条の10の2第1項若しくは第2項の規定により落札者を決定する入札(以下「総合評価指名競争入札」という。)を行う場合におけるその理由
- d 総合評価指名競争入札を行う場合における落札者決定基準

(イ) 入札終了後、速やかに公表する事項

- a 指名した者の商号又は名称
- b 指名した者の指名理由
- c 入札者の各回の入札金額
- d 公募型指名競争入札その他入札参加の意向の確認を行う方式による指名競争入札の場合において指名しなかった者の商号又は名称及びその者を指名しなかった理由

(ウ) 落札者の決定後、速やかに公表する事項

- a 落札金額
- b 政令第167条の13において準用する政令第167条の10第1項の規定により落札者を決定した場合におけるその者を落札者とした理由
- c 政令第167条の13において準用する政令第167条の10第2項の

規定により落札者を決定した場合における最低制限価格未満の価格をもって入札した者の商号又は名称

- d 総合評価指名競争入札により落札者を決定した場合におけるその者を落札者とした理由
- (エ) 契約締結後（政令第167条の2第1項第6号の規定により随意契約を行った場合を含む。）、速やかに公表する事項
 - a 契約の相手方の商号又は名称及び住所
 - b 工事等の着手の時期及び完成（完了）の時期
 - c 工事等の概要
 - d 契約金額
 - e 予定価格、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格、入札書比較価格及び落札率
 - f 政令第167条の2第1項第6号の規定により随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由
 - g 低入札価格調査の結果の概要
- ウ 随意契約の場合（政令第167条の2第1項第6号の規定による場合を除く。）
 - 契約締結後、速やかに公表する事項
 - a 契約の相手方の商号又は名称及び住所
 - b 工事等の着手の時期及び完成（完了）の時期
 - c 工事等の概要
 - d 契約金額
 - e 予定価格
 - f 契約の相手方を選定した理由
- エ 契約金額の変更を伴う契約変更の場合
 - 契約変更後、速やかに公表する事項
 - a 工事等の場所、種別及び概要
 - b 工事等の着手の時期及び完成（完了）の時期
 - c 契約金額
 - d 変更の理由

3 公表方法

(1) 競争入札参加資格等関係

部長等並びに教育長及び警察本部長がそれぞれ別に定める各発注機関ごとの閲覧場所（以下「閲覧所」という。）において、閲覧に供するものとする。

（２）入札及び契約の状況関係

閲覧所において、別記様式を標準として閲覧に供するものとする。

４ 公表期間

（１）競争入札参加資格等関係

２の（１）のア及びイについては当該資格の有効期間中、２の（１）のウについては改正されるまで、公表するものとする。

（２）入札及び契約の状況関係

公表した日（契約締結前に公表した事項については、契約を締結した日）の翌日から起算して１年が経過する日まで、公表するものとする。

５ 公表した内容に関する問い合わせの取扱い

（１）公表した事項についての問い合わせに対しては、閲覧の方法により公表している旨を伝えるものとする。ただし、閲覧の方法と併せて、当該事項をインターネット等他の方法によっても公表している場合にあっては、その旨も伝えるものとする。

（２）公表していない事項についての問い合わせに対しては、応じないものとする。ただし、当該事項が他の定めにより公表されている場合にあっては、その旨を伝えるものとする。

６ 留意事項

（１）この通達により公表の対象となる事項が法令等の規定により公表することができないものとされている場合にあっては、当該法令等の規定によるものであること。

（２）公表の対象とならない工事等にあっても、契約を締結する部長等、部局長又は地方部局長が公表の必要があると認めるときは、公表を妨げるものではないこと。

農政部事業調整課契約指導係
水産林務部総務課工事管理係
建設部建設企画室建設情報課工事管理係
建設部建設企画室建設情報課主査(制度調査)
出納局総務課企画係

入札及び契約状況表

番 号	工事(委託業務)名				場所	種別
入札公告・指名通知日	平成 年 月 日	入札執行日時	平成 年 月 日 時 分	一般競争入札 参加資格要件		
予 定 価 格	入 札 書 比 較 価 格	最 低 制 限 価 格	低入札価格調査基準価格			
円	円	円	円			
入 札 参 加 資 格 者 名 (指 名 業 者 名)	入 札 金 額 (単位:円)			摘 要	指 名 理 由	
	第 1 回	第 2 回	第 3 回		随 契 理 由	
				総合評価	執行理由	
					落札基準	
				競争入札	落札理由	
					低入札 価格調査 制 度	
				低入札 価格調査 制 度	落札理由	
					調査結果 概 要	
資格不適格業者(非指名業者)名				理 由	契約金額	円 期間 ~
					場 所	種別
					契約変更	理 由
					内 容	概 要
契約者名	住所					
契約金額	円 期間	~				
概 要						

落札金額は、上記の入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額となります。

注 1 入札金額欄には、必要に応じ「無効」、「辞退」等を記載すること。 2 摘要欄には、「落札・落札率 %」、「不落随契」等の記載をすること。 3 落札率は、小数点以下第2位を四捨五入して記載すること。 4 不要な欄等については、抹消して使用すること。 5 この様式は、工事等の内容に応じ、適宜変更して使用すること。